平成２５年（フ）第２４４号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地13棟1362号
債務者　小嶋　鷹雄
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６３号
愛媛県松山市和泉北２丁目６番11号
債務者　宮崎　茂子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６９号
愛媛県松山市吉藤２丁目６番23号
債務者　林田　里美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７９号
愛媛県松山市立花２丁目６番３号　グリーンハイツ立花103号
債務者　岡本　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８２号
愛媛県伊予郡松前町大字永田93番地
債務者　中村　亜衣
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２５号
佐賀県鳥栖市宿町473番地13　ルポ・トレーズ102
債務者　嶋津　美香
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
佐賀県佐賀市材木２丁目６番８号　あかかべアパート13号室
債務者　中島　尚子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
佐賀県佐賀市開成１丁目４番205―23号　県営鍋島団地
債務者　副島　弘行
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1572番地３　上滝借家２号室
債務者　増田鉄筋こと　増田　富雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1572番地３　上滝借家２号室
債務者　増田　礼子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
佐賀県武雄市北方町大字大崎4973番地
債務者　山口　信之
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５２号
大分県中津市東本町２番地２　クリエイト安東609
債務者　髙本　太司
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
岩手県花巻市大迫町外川目第５地割104番地、旧住所岩手県盛岡市みたけ３丁目19番10号　パークハイツ蘭201号
債務者　佐々木　一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第５９号
岩手県北上市二子町下岡島48番地９
債務者　松岡　早苗（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３８号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字新巻７番地４３号
債務者　小形　信夫
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３９号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字新巻７番地４３号
債務者　小形　順子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５７号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東神山前53番地５
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　仙台地方裁判所大河原支部